

『改正相続法についての解説』2018年(平成30年)11月をご利用戴いている皆様へ

令和元年7月

本書中に、誤記及び補足を要する記載がございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり補足・訂正をいたします(誤りの部分は下線のとおりです)。

本文の補足/訂正

頁	該当箇所	補足/訂正前	補足/訂正後
115	第2段落目 末尾	同条第2項を <u>1016条</u> と扱う	同条第2項を <u>同条</u> と扱う
117	第2段落目 (1) 新民法 1行目	②「 <u>第8章 遺留分</u> 」中、1028条から1041条までを削除する部分	②【 <u>削る</u> 】1028条から1041条までを削除する部分

頁	該当箇所	補足/訂正前	補足/訂正後
118	附則3条	施行日 <u>後</u> に	施行日 <u>以後</u> に
	附則5条	施行日 <u>後</u> に	施行日 <u>以後</u> に
119	附則6条	【平成31年1月 <u>31日</u> 】	【平成31年1月 <u>13日</u> 】
	附則7条	→効力を有する	→1000条はなお効力を有する
	附則9条	第三号施行日前に <u>された遺贈</u>	第三号施行日前に <u>撤回された遺言</u>

頁	該当箇所	補足/訂正前	補足/訂正後
120	附則10条	1 第8章 <u>第2節配偶者短期居住権</u> ( <u>1037条</u> から1041条)	1 第8章 <u>配偶者の居住の権利</u> ( <u>1028条</u> から1041条)
		第四号施行日以後に開始した相続→新法を適用	第四号施行日以後に開始した相続→新法を適用 *配偶者の居住の権利に関する規定につき、第四号施行日が設けられ、附則2条を直接適用できないことから、適用関係に疑義が生じないよう、規定上明らかにしたもの(参考文献の補足②180頁)。
120	附則10条	2 第8章 第1節 配偶者居住権(1028条から1036条)	2 第8章 第1節 配偶者居住権(1028条から1036条)
		第四号施行日前にされた遺贈→新法を <u>適用</u>	第四号施行日前にされた遺贈→新法を <u>適用しない</u> *第四号施行日以後に相続が開始しても、施行日前にされた配偶者居住権を目的とする遺贈については、新法を適用しないこととしたもの(参考文献の補足②180頁)。

参考文献の補足

- ①堂蘭幹一郎・野口宣大編 『一問一答 新しい相続法』(商事法務, 2019年)  
 ②堂蘭幹一郎・神吉康二編 『概説 改正相続法』(金融財政事情研究会, 2019年)